

『商店街活性化のための事業に対する支援を受けたい』

地域商業自立促進事業

商店街等における地域コミュニティの形成、商店街等の新陳代謝を図る取組、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援します。

対象となる方

○商店街組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの等

○民間事業者

当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができるもの（定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる必要です。）

支援内容

1. 地域商業自立促進調査分析事業

商店街等において、地域における消費活動の基盤となる地域コミュニティの形成に向けた新たな取組や商店街等の新陳代謝を図る新たな取組等を行うに当たり、その取組内容が、地域住民のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。

2. 支援事業

①地域コミュニティ形成促進支援事業

地域商業自立促進調査分析事業等の結果に基づき、地域住民が求める地域における消費活動の基盤となる地域コミュニティの形成に資する事業。

②商店街等新陳代謝促進支援事業

地域商業自立促進調査分析事業等の結果に基づき、商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新陳代謝を図る取組と認められ、商店街等の持続的な発展に資する地域経済の自立的循環を促進する事業。

③魅力創造支援事業

商店街等の商機能に着目した商店街等の魅力創造に向けた新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域の消費活動を活発化させることで地域経済の自立的循環を加速化する事業。

ご利用方法

- (1) 募集期間中に、所管の経済産業局に要望書等の関係書類を提出
- (2) 所管の経済産業局における外部有識者等による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
- (3) 採択された補助事業者は補助金交付要綱に基づき、交付申請書を経済産業局に提出し、交付決定、事業開始
- (4) 原則として、事業終了後、経済産業局から補助金を交付

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室等（巻末お問い合わせ先一覧参照）